

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する  
コンサルテーション会合（第 9 回会合）

2021 年 12 月 24 日（金）

（10:30～12:30）

Zoom オンライン会議

## 【司会】

それでは定刻になりましたので、これより『JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂』に関するコンサルテーション会合第 9 回会合を開催いたします。本会合に多数の方々にオンラインでご参加いただき、誠にありがとうございます。私は、司会を務めます JBIC 経営企画部の北島でございます。本日もよろしく願いいたします。本会合は、これまでと同様にウェブ開催としております。ご不便に感じる部分もあろうかと思いますが、できる限りスムーズな運営に努めてまいりたいと考えております。

まず、本日の全体の流れからご説明いたします。議題でございますが、事前にホームページにてご案内のとおり、「個別論点に関する議論」、「環境ガイドライン改訂案について」、「異議申立手続要綱の見直しについて」を予定しております。個別論点に関しましてはホームページに掲載してございますが、ステークホルダーからの受領資料の 8 番、9 番を予定しております。順に議論をした後に、ガイドラインの改訂案、そして異議申立手続要項の見直しについての議題に移っていく予定でございます。

冒頭に、司会から幾つか連絡事項をご説明させていただきまして、その後、JBIC、NEXI から、前回会合以降の動き等説明して頂き、各議題に入っていきたいと思っております。なお、個別論点の進め方でございますが、前回同様に、まずご提言いただいております NGO の皆さまに補足説明いただき、その後、産業界の方から説明いただき、最後に JBIC、NEXI から説明するという流れを予定しております。本日の所要予定時間でございますが、今から 1 時間半、12 時までの予定でございます。質疑の状況によりまして、終了時間が前後する可能性もございます。延長する場合には、全体で 2 時間までとさせていただきます。議論の状況を見つつ、司会のほうで、適宜、時間を管理させていただきながら効率的に進めてまいりたいと思っております。会合中の途中の退室は自由でございます。退室後に再入室もできますが、事務局による確認を行う関係上、若干、時間を要する可能性があります点、ご留意ください。

続きまして、本会合に関する連絡事項を幾つか申し上げます。前回、ご参加の方には同じ内容繰り返しになってしまい大変恐縮ですが、今回からご参加の方もおられますので申し上げます。本日のコンサルテーション会合の議論でございますが、透明性確保の観点から、後日、ホームページ上での公開を予定しています。また、皆さまのプライバシー確保の観点から、撮影、録画についてはお控えいただきたいと思っております。録音につきましては、ご自身のご利用のための録音は構いませんが、音声自体の公開はお控えください。また、特定の個人、団体を誹謗中傷するような発言を行わないよう、建設的な議論を行う場として活用いただければと思います。

次にウェブ開催にあたっての留意点を幾つか申し上げます。ご発言の時以外はミュートの設定をお願いいたします。ミュートになっていない場合には事務局で設定させていただく場合もあります点、ご理解ください。カメラのオン、オフについては任意とさせていただきます。通信速度に影響が出る場合にはカメラのオフを依頼させていただく場合がございます。また質疑など、ご発言の際にはカメラをオンにし、所属とお名前をおっしゃ

っていただいた上でご発言をお願いいたします。なお、議事録だけ匿名を希望される場合には、その旨、付言いただければ、議事録は匿名で公開をさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、各論点に関しましては、最初に NGO の皆さま、次に産業界の皆さま、そして JBIC、NEXI という形で、司会から順次ご発言いただくお声掛けさせていただきます。それ以降、ご発言されたい場合は Zoom の挙手機能でお願いできればと思います。長くなりましたが、冒頭の司会からの連絡事項は以上でございます。

それでは前回以降の動き等につきまして、JBIC から説明をお願いできればと思います。

#### 【国際協力銀行 関根】

皆さま、本日、お集まりいただきましてありがとうございます。特に年末が迫っている中でご参加いただきまして、非常にありがたいというふうに感じております。私からは、前回 11 月 26 日以降の動きを共有させていただきます。

12 月 7 日に、FoE Japan 様、JACSES 様、メコン・ウォッチ様の 3 団体の皆さまから、「JBIC の環境社会配慮ガイドライン改訂に関する追加論点」をいただきまして、ウェブサイト上に掲載しております。それから、これまで議論、追加受領資料も踏まえて、12 月 21 日にこれまでの議論のおさらいにもなるんですが、改訂の方向性を付した論点整理表、ガイドラインの JBIC 及び NEXI の改訂案、ガイドライン改訂を踏まえた FAQ、これも改訂案の一つを構成しますけれども、FAQ の変更及び追加、それから JBIC 及び NEXI の異議申立手続要綱の見直しに関する資料というものの 4 点をガイドライン改訂のウェブサイトに掲載しております。これを踏まえて、本日、順次議論を進めさせていただければと考えているところでございます。

#### 【司会】

ありがとうございます。それでは、本日の議題ということで個別論点の議論から始めていきたいと思っております。まず、ステークホルダーからの受領資料の 8、追加論点というところでございます、「JBIC、NEXI 環境ガイドライン改訂に関する追加論点の提出」ということで、11 月 22 日付でいただいているもの、こちらから進めていきたいと思っております。まずは NGO の皆さまからご説明をお願いできればと思います。よろしくをお願いいたします。

#### 【FoE Japan 波多江】

ありがとうございます。FoE Japan の波多江と申します。今日もよろしくをお願いいたします。私のほうから、この追加論点、項番の 17 になるかと思っておりますけれども、趣旨説明をさせていただきたいと思っております。こちらですけれども、カテゴリ A 案件のプロジェクトで環境社会影響評価の報告書の提出が求められているところではありますけれども、第 2 部の 2 番で『カテゴリ A に必要な環境社会影響評価報告書』に関しての規定がございます。そのパラ 1 で、『環境アセスメントの手続制度』があった場合の要件は定められているんですけれ

ども、『環境アセスメントの手續制度』がない場合については記述がないということで、こちらについても当該国で適当な、というか該当するような環境アセスメント制度がない場合でも、同じ第2部の2番にある『カテゴリ Aに必要な環境社会影響評価報告書』のパラ2以降の内容を満たすような措置が、借入人、プロジェクト実施主体には求められるというようなことを規定していただきたいという趣旨でございます。また、該当するような情報がJBICに提出された場合には、JBICさん、NEXIさんのウェブサイトで入手後、速やかにウェブサイトで情報公開されるべきであると、これが私どもの提言になっております。

前回のコンサルテーションの項番16でも、このカテゴリ A案件について、どういう情報がJBICさん、NEXIさんに提出されるべきである、あるいはウェブサイトで公開されるべきであるということは議論させていただいたところではあるんですけども、端的に申し上げますと、EIAの制度、環境影響評価の制度が当該国にあってもなくても、あるいは、その制度の対象であってもなくても、カテゴリ A案件の場合には、JBICさん、NEXIさんとして、必要な情報というものを相手方というか、借入人等に提示していただいて、それをやはり一律、提出していただく、そうしないと環境社会配慮がきちんとできない、レビューがきちんとできないと思いますので、環境社会配慮の確認をするために必要な情報というものを、しっかりとJBIC、NEXIさんのガイドライン上示していただく、そして情報公開していただきたい。それを規定していただくことが必要だというふうに考えております。

事例としましては、私ども、最近、見ている案件の中で、カナダのLNGカナダプロジェクトというものがございまして、そのプロジェクトの一部にパイプラインが含まれていると。ただ、これがカナダのブリティッシュコロンビア州の環境法、現地の制度ではEIAの対象というか、環境影響評価報告書を作らなくていいというようなことになっておりましたが、JBICさん自身は必要な情報はヒアリングで入手しているということでした。ただ、それが現地で公開されているものでもないの、ウェブサイト上にも公開されていないというようなことがございましたけれども、第三者に早期から情報を求めて、その上でJBICさんも第三者の指摘も踏まえてレビューができるという観点からいくと、こういった重要なカテゴリ A案件で著しい環境社会影響が予測されるような案件では、広めというか第三者の意見を踏まえてやっていく、透明性の高いプロセスでレビューをしていただくということが必要んじゃないかと思っておりますので、こうしたところ、提言をご考慮、ご検討いただければというふうに思っております。長くなりましたが以上です。よろしく願いいたします。

#### 【司会】

どうもありがとうございます。次に産業界の皆さまからご意見、コメント等ございましたら頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

#### 【日本機械輸出組合 香取】

8番、日本機械輸出組合の香取と申します。よろしく願いいたします。本件、ご提出さ

れてから、我々、まだ産業界としての意見交換、あるいは統一した意見というものができているわけではございません。とはいえ、今回、JBIC様、NEXI様の考え方に示されており、もし、報告書が作成されない場合でも、利用可能な文書等についてはそういったものを利用してレビューを実施されている、また、ガイドラインに基づく公開もされているということかと思えますし、また、利用可能な文書について特定かつ一律で求めるということになりますと、国やプロジェクトごとに内容も異なるので、それは難しいのではないのかなど。逆にFAQの中で反映していただくのがよろしいのではないか。これ、産業界として調整した意見ではございませんけれども、現時点でそのように考えております。以上です。

#### 【司会】

どうもありがとうございました。続きまして、JBIC、NEXIから説明をお願いします。

#### 【国際協力銀行 関根】

再び、JBICの関根でございます。波多江さん、香取さん、ありがとうございました。JBICのガイドラインに深い理解、認識がある方は多いとは思いますが、念のためということで、カテゴリAの環境レビューということにつきまして、ご指摘あったように、第2部2.というところの『カテゴリAに必要な環境社会影響評価報告書』で、原則として満たされる項目というのを箇条書きにしております。

その項目の一つ目で、『当該国に環境アセスメントの手續制度があり、当該プロジェクトがその対象となる場合、その手續を正式に終了し、相手国政府の承認を得なければならない』ということで、カテゴリAに該当するような案件ということについては、現地の環境アセスメント手續きに基づく評価というものがなされることが一般的だというふうに認識しております。そういった現地制度に沿った手續きを完了し、承認を得るということを必要だということを示して、それに沿ってレビュー公開をしてというのが大原則でございます。実際のケースとしてカテゴリAに該当するということだけでも、現地のアセスメント手續き上、ESIAのレポート作成が不要と判断される、あるいは、そういう制度となっているのがあるのは事実でございます。

これも一般的に、念のため申し上げますと、その制度も私たちの接してるものについては基本的に環境影響が小さいということを前提に、そういった制度設計になっているというケースや、例えば、工業団地のようなケースで、既に団地開発時にESIAというものがなされていて、その場合に省略可といいたいでしょうか、そういったことになっているケースとか、それぞれ、ない理由がある。つまり、環境の制度は非常に甚大な影響があるのに、そういった制度がないというのに接することは極めてまれというか、私たちの記憶にはないというところでございます。従って、そういうことを前提ということでございますが、当然、『環境アセスメント手續制度』に基づくESIAレポートが作成されない場合においても、前回、議論したとおり、その他の利用可能な文書等で受領する文書、情報、こういったものを確認し

ながら、JBIC として必要なチェックというものを行ってるわけでございます。

他方で、国によって、あるいはプロジェクト、先ほど申し上げたような、なぜないのかというのには理由がございまして、そのパターンによってさまざまなケースが考えられます。そういったことで考えますと、画一的にこれこれというのを義務として課すというのは適切でないというか、実態に即してないというふうに考えるということでございます。

他方で、今、私が申し上げたような、基本的にはそういった ESIA っていうのはある、ないことには理由があるものの、当然、チェックというものを必要な手続きといたしまししょうか、私どもとしてのデューデリジェンスを経て判断をしているというようなことでございますし、その情報については、これまでの情報公開の議論というものと合わせた統一的な対応、つまり、一般に公開されている文書は当然のこと、プロジェクト実施者から公開の了解を得られているというものについても情報公開を行うという姿勢でございまして、これについては今回の議論が前回とも重なっておりますので、非常に問題意識が強いという認識の下、FAQ のほうに私たちの考え方を示す、ということで、今回は個別の案件の議論ではございませんので、全体的な方向感というのは、この FAQ の記載をもってご理解いただくというのがいいんじゃないかなと思っております。

#### 【司会】

ありがとうございました。それでは本件につきまして、皆さまから、ご質問、ご意見ございましたら、お願いできればと思います。今回、冒頭にも申し上げましたが、画面上、目視での挙手の確認が難しいため、ご質問、ご意見ございましたら Zoom の挙手ボタンでお願いできればと思います。14 番の方、お願いいたします。

#### 【FoE Japan 波多江】

関根さん、どうもありがとうございます。ご説明、よく分かりました。私たちも先月のコンサルテーションから、私たちの問題意識については何回も繰り返しお伝えしているんですけども、情報公開のところが非常に懸念しているところでございます。いわゆる ESIA というものが提出されなくても、JBIC さん、NEXI さんがヒアリングを通じて必要な情報を入手されてレビューされてるということはご説明から理解するんですけども、そうした情報の中で ESIA にそもそも含まれているべき情報というか、それが例えば、ベースラインの情報であったり、ベースラインがどういうふうな影響を受けるかということであり、そして、その影響をどういうふうに評価して、その評価に基づいて環境管理計画というものがプロジェクト実施主体によって立てられると思うんですけども、そこまでのセットというのは、通常であれば ESIA に含まれている情報だと思うんですね。それが当該国の事情というか制度の中でマストになっていなくても、そこまでは JBIC さん、NEXI さんが入手されるであろう情報だと思うんですが、その部分については情報公開をしていただくことが、私たちは必要なんじゃないかというふうに考えています。

入手した情報の中の公開で、2段階、今、あるわけですよ。一つは相手国で公開しよう、公開してまいと、公開をする ESIA という文書。その文書の名前はその国によって異なるであろうということですが、それは一律公開になっているわけじゃないですか。なので、公開される環境社会配慮の情報の部分、そこを今、狭められているなどという気がするので、ESIA については一律公開しますよというふうに JBIC さんが今、ガイドラインで規定されているから、それはプロジェクト実施主体もそのように理解をして提出してくるんだと思うんですよ。

例えばインドネシアとかの石炭火力でも、なかなか現地インドネシアでは入手しづらいものが、こちらの JBIC さん、NEXI さんのウェブサイトで公開されるから、私たち、あるいは現地の NGO、現地の住民の方とかもその情報を入手しやすいというようなメリットがあるわけです。なので、その重要なカテゴリ A 案件という、環境社会影響が、大きい影響が住民にある、環境に与える、そういったところの情報っていうのも公開していただくメリットとか、それがあからこそ、この規定に今なっていると思うので、そこを ESIA という文書じゃないからということで、文書の名前が違うからということで狭めてしまうのはいかがかということなんです。

当該国で非公開でも公開する建付けになっているので、環境社会影響評価報告書というものが、なので、そこに含まれる情報とか内容について、もう少ししっかりと JBIC さん、NEXI さんとして明示していただければ解決するんじゃないかなというふうには思います。すいません、ちょっとクリアになったか分かりませんが、私どもの問題意識はそこですかね。

#### 【司会】

ただ今のご意見は、情報公開の観点からというお話でしたけども、これについて、JBIC はいかがでしょうか。

#### 【国際協力銀行 関根】

ありがとうございます。大変よく分かりました。恐らく、今までの個別案件でのコミュニケーション通じて感じておられることを、今、表現していただいたのかなと思っています。

このガイドラインということで申し上げますと、繰り返しますが、環境影響が著しくありそうだと、あるいは社会影響も含みますが、というものについて、基本的には現地の制度において、ESIA レポート作成は義務化されてるという理解です。それがなく、省略が可となっているというものは、そういった理由背景があるというようなことなんじゃないかなということだと、事例を踏まえてそのように思います。そこまでがまず全体の現状認識ですので、この議論というのは非常に多くのケースを想定した議論じゃないというのは、まず前提と。そういった限られたケースにおけるカテゴリ A 案件、そうはいつでも念のためのチェック、あるいは別の制度がある場合に、その制度の下、作られた別途のものということで確認

をしておりまして、その制度に則った情報、あるいは私たちがここが足りないなと思う情報をヒアリング等で確認するという手順ということでやっているし、ご理解をいただいているということかと思っています。

あとは、その情報公開ということでございまして、これはずっとこの1年やってきた議論と同様ですが、情報公開の重要性、大変、認識しております。これを画一的に制度としてはめるということが、産業界さんのご意見でもありましたけども、適切ではないのではないか、あるいはリアリティーがないのではないかという議論だけでございまして、基本的には、そういった重要な情報というものについては、今日、産業界さんもいらっしゃいますけれども、了解を得た上で公開をしていくという姿勢は一致してはいるのではないかなというふうに思っております。こういった情報公開を自発的というんでしょうか、産業界さんとの了解の下、していくというような姿勢、これがFAQに表現している私たちの趣旨でございます。

画一的ではないけれども、方向感としてチェックしたものについて、情報公開を積極的にしていく、働き掛けていく。あるいは、今日産業界さんもいらっしゃいますので、合意を取って対応していくということかと思っております。もし懸念点が産業界さんのほうであれば確認しておきたいと思っておりますが、私としてはそのような姿勢ということでございます。

#### 【司会】

ありがとうございます。その他、ご質問、ご意見ございますでしょうか。また、ご発言の際は、お手数でございますが、カメラをオンにして、所属、お名前おっしゃっていた上でご発言いただければと思います。それでは12番の方、お願いいたします。

#### 【「環境・持続社会」研究センター 田辺】

JACSESの田辺と申します。この件については、まず、OECDのコモンアプローチをきちんとフォローいただきたいと思います。具体的には、OECDのコモンアプローチのパラグラフ39には、environmental and social impact information、ESIAというのはあくまでベースとして書かれてまして、environmental and social impact informationというのを公開しなければならないというふうに定められていますので、ESIAが法律で作らない場合に、ESIAの代替となるような情報というのは文書として公開しなければならないというふうな解釈ができます。従って、これは公開義務というふうに私どもは解釈してしますので、そのような対応をお願いします。以上です。

#### 【司会】

ご意見どうもありがとうございました。OECDのコモンアプローチとの規定の関係であったかと思っております。挙手されている方がおられますので、次、8番の方、お願いします。

#### 【日本機械輸出組合 香取】

日本機械輸出組合の香取です。関根さんのご説明ありがとうございました。産業界としても、もちろんレピュテーションリスク等ございますので、正しいことをやっているということに関しては、情報公開は積極的に協力できる話かと思えます。一方で、商業上の秘密であるとか、あるいは、そのことによってプロジェクト等が遅延してしまうようなときには、個別にご相談をさせていただくということはあるかと思えます。公開をするということについて反対ということではございません。以上です。

**【司会】**

ありがとうございました。それでは続きまして、130 番の方、お願いします。

**【熱帯雨林行動ネットワーク 川上】**

130 番の熱帯雨林行動ネットワーク、川上と申します。確認なんですけども、今のお話で、今のガイドラインの 2 のカテゴリ A に必要な環境影響報告書っていうのがありまして、ポツ 1 でアセスメント制度があり、当該プロジェクトが対象となる場合にはその手続きを正式に終了してやると。ない場合っていうことの話をしてるということなんですけども、なくても、このパラ 2 以降はやらなきゃいけない、私はそういう理解だったんですけども。このポツ 1 は、条件がある場合、こうです。じゃなくても、この環境影響報告書そのものはしなければいけないという理解なんですけども、そうじゃないっていう前提で議論をされてるようなので、そこが非常に不可思議なんですけども。このポツ 1 は、ある場合はそれを出しなさい、ない場合でも、この環境影響報告書は作らなければいけないっていうことじゃないっていう前提で議論されてるんでしょうか、これは。ちょっと確認させてください。

**【司会】**

ありがとうございます。ただ今、ご質問いただいた点でございますけれども、JBIC から回答をお願いします。

**【国際協力銀行 関根】**

今のガイドラインのご質問、手続きがある場合、承認を得なければいけない。手続きがあることを前提として、その後の項目というのが続いていますので、今までの議論というのは、ない場合において、どのようにインフォメーションを取るかというような議論でございます。つまり、ある場合のことを言ってるということでございます。

**【熱帯雨林行動ネットワーク 川上】**

そこは、私は解釈が違って、これは、ポツ、ポツ、それが独立していて、なくても、この環境影響報告書は何らかの形で作って、それをやらなければいけないっていうふうに読めるんですけど、これは。あれば、それを出してください。なくても、これはカテゴリ A

なんだから、必要な環境影響報告書を出せと。その中身はこうですと。そういう理解だったんですけど、そうじゃないってことですか。それは非常に大きな問題だと思うんですけども。

**【国際協力銀行 関根】**

ありがとうございます。これまでの議論は誤解ない前提、波多江さんとの議論、あるいは田辺さんと議論は、まさに誤解がないので、ない場合をどうしましょうかという議論をしてきました。ない場合どうしましょうかということについて、誤解がないようにFAQで書いていく、要は、その考え方をはっきりさせるということはどうでしょうかと申し上げてるといふことでございます。

**【熱帯雨林行動ネットワーク 川上】**

相手国になれば、そういった評価を、ここを全部、なくてもいいっていう話になってたっていう。今の先ほどの説明で、普通はやってるだろうっていう想定でやってるから、ほぼ大丈夫だけれども、そうじゃないケースもありますよねっていうお話だったと思うんですけども。つまり、相手国の制度に乗っかってるだけなんですっていうふうに見えたんですけど、今までの議論は、そうであれば。相手のアセスメントあればいいけども、ない場合どうすんのかっていう話、今、してるということは、個別に要請はしてないっていうことですね。

**【司会】**

ただ今の点、JBICはいかがでしょうか。

**【国際協力銀行 関根】**

今までの議論の確認ということで、ありがとうございます。基本的には影響があり得る場合について、現地の制度があることが大前提。大前提というか、あると。その中で例外としているのが、既に全体の工業団地としてESIAが提出されているとか、あるいは、明らかに現地の制度上、影響が極めて些少というふうに見込まれるというようなケースというのが、我々が接してるケースです。それが、まず、制度が世の中どうなっているかということの理解。このガイドラインは、そういった制度の下で義務化されてるものについて確認をし、公開するというところでございます。それだけですかというようところが、その前提をまず一致させた上での今の疑問かと思っています。

それについても今までの議論のとおり、それだけではございませんで、JBICとしてファイナンスをするに当たり、影響が及び得るといようなことが仮に見つかる場合、あるいはその他の情報が別途ある場合について、質問、あるいは別途の文書がある場合はその文書を取り寄せるというような場合で情報収集を行うということでございます。

通常理解でございますけれども、別途の文書がある場合、これが重要文書ということで

あれば一般的に公開されてることが多いと思いますが、それが公開されてない場合にどうするんだという議論を今しているという理解でございまして、それについては借入人との同意の下、公開を積極的に促し、やっていくということがいいんじゃないかということが議論でございまして、今、産業界さんもその方向感では一致してるというようなことなんじゃないかなと思っています。確認でございまして。

**【熱帯雨林行動ネットワーク 川上】**

分かりました。そういう意味では、パラの2番目にある、制度によって異なる名称の場合あるって書いてますけども、報告書としてまとまらなくても、とにかくそういう影響報告をやっている情報というのは、当然、ここに入ってくると思うんですね。なので、ここに書かれていますように、それを公開するっていうふうに読めますけど、そうではなかったということなので、それは当然、出すべきかなと。今のガイドラインに則ってもそれを出すんじゃないかというふうに読めますけども。それを、わざわざ、もう一回、決めなきゃいけないということですね、という文脈だということは、今、分かりましたけども。 という理解でよろしいでしょうか。

**【国際協力銀行 関根】**

はい。要は、制度に則って決められる、そういった環境社会影響評価書が制度に則ってある場合に、これを公開するというところでございまして。

**【熱帯雨林行動ネットワーク 川上】**

今までのものは制度に則っているものをこう呼んでいるというふうに書いたわけですね。でも、ここの中では、制度によっては異なる名称もあるので、この影響報告書の概念を少し、いろんな確認情報も含めて、これに含めましょうっていうことで、そういう理解をすればよろしいでしょうかね。それ、FAQに書くっていう話ですね、今の。

**【司会】**

今のご確認の点については、そういう理解でよろしいでしょうか。JBICはどうですか。

**【国際協力銀行 関根】**

今の議論、それをはっきりと我々の方向性を誤解ないようにするように、今の議論も踏まえてFAQに書き込んでいくというようなことでございまして。

**【熱帯雨林行動ネットワーク 川上】**

分かりました。

**【司会】**

続きまして、15 番の方、お願いいたします。

**【FoE Japan 深草】**

ご説明ありがとうございます。ここの論点に関して、FoE Japan の深草です。私としては、先ほど川上さんが冒頭に説明された解釈をもっていて、原則としては公開すべきだと思っています。波多江も指摘していましたが、EIA の制度や名前、いろいろあると思うんですけども、重大な影響、回避するために必要な情報というのを公開していただくということがガイドラインの趣旨だと思いますし、関根さんが何度か繰り返されている公開されないには理由があるということだったんですけども、そのロジックが、私、よく分からなくて。何か理由があったとしても環境社会配慮に資さない場合、それは全く受け入れられないと思いますし、その辺りが理解できません。

原則、公開を前提にするという、その他の住民移転計画ですとか、さまざま、そういった場合にも個人情報がどうのという議論もあったと思いますけれども、例えば、そういった所は黒塗りするとか、必要な情報だけ出すということは可能だと思いますし、また、レアケースという話もありましたけれども、今日、例示に出させていただいている LNG カナダプロジェクトの上流のほうのパイプラインだけではなくて、オーストラリアのケースですとか、また以前に JBIC さんが融資されたモントニーの上流開発に関しても問題が見られているわけですし、そんなにレアなケースではないのではないかなと。だからこそ、この論点重要だと思っていますので、あらためて認識をお伝えさせていただきました。ありがとうございます。

**【司会】**

ご意見、どうもありがとうございました。今のご指摘の点につきまして、改めて JBIC のほうから何かコメント等ありますか。

**【国際協力銀行 関根】**

恐らく、方向感私の理解では一致しているとの理解です。制度に基づいて作られたもので、ESIA なのか、EIA なのか、あるいは EA なのかというバリエーションがあるという意味では名称は違いますけども、制度に基づいたアセスメントのものについて、しっかりと対応するし、確認するし、公開するということだと思います。そこにはないものというのは理由があると申し上げたのは、そこでカバーされてない別途の私たちが把握してる範囲内で、例えば工業団地とか、その他の例で環境の影響が見込まれにくいと現地で判断しているものについて、制度上、そういった作成義務がないという場合がありますよという認識していますというページですので、何か全体にかかることとして押し付けるというようなつもりも、また、ございません。

従って、私どもとしてはバックストップといいましようか、私どもがファイナンスをする上で、私どもとして納得いくということの上で、その捕捉というんでしょうか、足りない情報を取っていくということでございますし、その取り方というのは、さまざまなケースがあるということでございます。その中で、黒塗りとか、いろんなお話をいただきました。この辺りも含めて、産業界の皆さまの理解を得ながら、同意を取って公開していくというようなことなんじゃないかなというふうに思っています。

【司会】

12 番の方、お願いします。

【「環境・持続社会」研究センター 田辺】

先ほど、私、OECD コモンアプローチを重視すべきという発言をしたんですけども、企業の同意がなかろうが公開しなくちゃいけないのがコモンアプローチの requirement だというふうに理解してますので、同意が得られないのであれば、融資が得られないというふうに解釈すべきじゃないかと思いますが、関根さん、いかがでしょうか。

【司会】

ただ今のご指摘の点については JBIC はいかがですか。

【国際協力銀行 関根】

私たちはコモンアプローチの議論に参加してるわけでございますが、そういった全て一律的という世界ではないということではございますが、基本的にコアを占める、彼らは example と書いておりますけれども、これも名称が違うというようなことが多少あり得るんですが、制度上、定められたアセスメントについてということを対象として考えてるのかなと思いますが、ここは今、問題の確認ということもありましたが、あらためてプラクティスっていうのを、念のため、レビューはしてみたいと思いますが、私どもの現時点での理解は、アセスメント制度に基づいて出される文書ということでございます。

【司会】

14 番の方、お願いします。

【FoE Japan 波多江】

FoE Japan の波多江です。私たちの問題意識は申し上げてはいるんですけども、そもそも、この論点を出した経緯をもう一度、お話しさせていただきたいなと思ったのは、先ほど川上さんのほうから問題提起というか、ご意見ありましたけれども、実は私どもの論点を出した経緯としては、川上さんと同じ解釈だったんです。つまり『カテゴリ A に必要な環境社

会影響報告書』というところで原則が示されていますが、当該国の環境アセスメント制度がある場合のことが書いてあるパラ1がありますけれども、それ以降、パラ2、3、4、5、6とあると思いますけれども、そこは制度があるなしにかかわらず、要件として一つ一つ満たさなきゃいけないものなんだと、カテゴリA案件の場合は、そういう理解だったんです、私たちも。そういうふうな解釈をずっとしてきたんですね。

なんですけれども、事例で出させていただいたような LNG カナダターミナルの事業であったり、先ほど、深草が言及した上流開発のモントニーというガス開発がカナダでありましたけれども、これ2012年ぐらいの案件だったかと思いますが、JBICさんが融資決められてますが、それも全部、環境影響評価に関しての文書が公開されてなかったんですよ。しかしながら、先ほどの、理由があって公開されていない、現地でという話でしたけれども、ガスですとかパイプラインっていう非常に大きい影響があるもので、何も情報公開がされないのは、環境社会配慮確認のプロセスとしては第三者への説明責任、あるいは第三者からの意見を求めるという大事なプロセスの中で不備があるというふうに私たちは感じてますし、このカナダだけではなくて、オーストラリアのほうもそうですよね。パイプラインの敷設ですとか、海上パイプラインの敷設とかがある中で環境管理計画が出されないっていうのは、情報公開がなされないっていうのは、私たちは非常に欠陥があるように思えて仕方がないんです。

なので、今のガイドラインの第2部の2にある『カテゴリAに必要な環境社会影響報告書』で、パラ2以降が、この制度がなくてもしっかりと満たされる必要があるということ、そして、そういった情報が公開されるべきである、JBICさんとNEXIさんの責任においてということですが、そこをもう一度考えていただきたいというか。決してレアなケースではないと思いますし、これからガス開発っていうか、JBICさん、NEXIさんが支援を求められることが多くなるのではないかというふうに私たちも思ってますし。なので、この辺りは、NGOのほうとしても情報公開の範囲というところでしっかりと議論させていただきたいと思って、細かい論点に出させていただいた次第です。すいません、繰り返しもありましたけれども、もう一度、クラリフィケーションさせていただきました。

#### 【司会】

補足説明及びご意見いただき、どうもありがとうございました。これまで幾つかご指摘いただいた点と重なる部分もあろうかと思いますが、あらためてJBICからコメントありますか。

#### 【国際協力銀行 関根】

まず環境社会配慮の重要性というスタート地点は一致していると思っていて、情報公開の重要性というのも一致していると思ってまして、恐らく頭の中に描いているケースが、皆さまの今のベースと、私の今、頭の中にあるケースとが違うのかなという気はしています。

今の、ここ、個別プロジェクトの議論をする場でないという整理ではありますが、個別プロジェクトの例を踏まえて、ご心配いただいているということも理解いたしました。私たちとしても、そういった個別の例で恐らく、私が頭に描いているものは代替文書を公開しているものを読み描いてるんですが、そうじゃないという、今、ご指摘もあって、それで少し議論の最終的なところがかみ合っていないのかなって感じがいたしております。

よって、今日、別の論点もございますし、私たちも、今、ご指摘の前提となるプロジェクトで、何が適切で何が公開の論点になってるのかっていうのを確認しながら、公開されるべきものがより公開されるような形で、当然、考えた FAQ の書きぶりにするというのもあるんじゃないかなと思っています。

#### 【司会】

ありがとうございました。他にご意見、ご質問ございますでしょうか。ないようですので、次の論点もございますので進みたいと思います。

次が項番の 18 になりますが、資料 9 というのをホームページでも掲載しております、追加論点ですね。JBIC による株式取得にあたっての環境社会配慮確認の提出についてという関連でございます。それでは、NGO の皆さまよりご説明をいただければと思います。よろしく願いいたします。

#### 【FoE Japan 波多江】

ありがとうございます。FoE Japan の波多江から趣旨説明をさせていただきます。まず、これ 12 月 7 日にお送りした追加論点ですけれども、JBIC さんですか、ウェブサイトにもアップしていただき、ありがとうございます。

こちらの論点なんですけれども、JBIC さんが昨今、出資をされるケースっていうのがあるのかと思いますが、その場合の環境社会配慮の規定というのがガイドラインに示されていないというふうに思っております。例えば、IFC の環境と社会の持続可能性に関する政策の中では、こういった IFC が出資に関わる部分について、カテゴリ FI に準じた環境社会配慮、確認をするといったことが書かれていたりします。それに準じて、JBIC さんのほうでもカテゴリ FI の規定は既にありますけれども、それに準じた対応を出資案件でもしていくというようなことを明記していただく必要があるのではないかとということで、この論点を出させていただきます。よろしく願いいたします。

#### 【司会】

どうもありがとうございました。続きまして、産業界の皆さまより、ご意見あるいはコメントありましたら、お願いいたします。

#### 【日本機械輸出組合 香取】

日本機械輸出組合の香取です。この項目につきましても、産業界としての意見調整、統一したものではございません。ちょっと時間もなかったもので、それはできておりませんが、個人的な見解というか、感想申し上げたいと思います。

まず、この論点なんですけれども、どちらかという、JBICさんの活動内容そのものであろうということで、産業界として何かしなければという、賛否ということでないかな、ただ、当然、JBICさんが必要に応じて手続きをされるということはもつともありますし、プロジェクトの実施者としても、そこは協力していくべきだというふうに考えます。

ただ、それこそ最初に出資、金融支援の段階で確認できない、あるいは将来予測できないということもあり得るのではないかと、それは規定に則って、望ましくない影響を与えられるという場合には、適切な環境社会配慮がなされるよう、実施者主体に働き掛けていただくということでもよろしいのではないかと考えます。以上です。

#### 【司会】

どうもありがとうございました。それでは JBIC から説明をお願いできればと思います。お願いいたします。

#### 【国際協力銀行 関根】

ありがとうございます。ガイドラインの定義の問題なんですけれども、『出融資・保証』っていうものを一番最初に書いてまして、その定義を『融資等』としてしまっています。従って、あたかも出資どうなのというふうな話になりがちなんです、それを避けるために、既に改訂案のドラフトを出させていただいていますけれども、そもそも定義も『出融資等』ということで、内外ともに、これ、出資も含んだものですよというような話を明らかにすることの一つでございます。

二つ目に、その在り方をしっかりとリマインドするために、FAQの案としまして今回のご質問に対応するということですが、『特定のプロジェクトと関係がない株式取得等の出融資等を行う場合の環境社会配慮はどのように実施しているのですか』という問い立てをして、『JBIC ガイドラインでは』とあって『出融資等を受ける』と。これも省略しないので出融資等を受けるプロジェクトについてということで、一部の融資に沿った対応というものの規則があって、これが出資にも適用されますよということ、明らかにすると。

その上で『特定のプロジェクトとは関係がない株式取得等の出融資等を行う場合でも』、今、定める規定に沿って、あるいは規定を踏まえてというようなこともありますが、この書きぶりは調整しますが、『必要に応じ、環境社会配慮が確実に実施されるよう借入人等に対する働きかけを行うこととしています』という現状の在り方というのを示すというようなことなんだろうなと思っております。

#### 【司会】

どうもありがとうございました。それでは本件につきまして、皆さまのご質問、ご意見ございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。14 番の方、お願いします。

#### 【FoE Japan 波多江】

FoE Japan の波多江です。JBIC 関根さん、どうもご説明ありがとうございます。最初の『融資等』というところの定義については、分かりやすいように改訂案でも既に『出』というのが付いておりまして、そこはそういう方向性のほうが分かりやすいのでいいのかなというふうに思っているところでございます。

出資のときのカテゴリ分類についてなんですけれども、特定のプロジェクトと関係がない、あるいは将来どういう案件に出資した企業体、プロジェクト実施主体になるかと思えますけれども、どういう案件に関わるかなかなか予測つかないというところもあるかとは思いますが、例えばですけれども、私たちが知っている案件、事例では、JBIC さんが 2019 年に出資を決められたシンガポールの AGP という会社への出資については、これはガスを取り扱う会社だというのが分かってまして、そういったカテゴリ A 案件に分類されるようなガス開発、パイプライン開発、ターミナル受け入れ施設の開発、そういったものが想定されるような企業に出資される場合には、当然、出資以降に企業体に関わる事業、プロジェクトへの環境社会配慮が必要になってくるわけですので。実は、このフィリピンの案件ではカテゴリ C に分類をされたというふうに伺ってまして、これはでも FI なんじゃないかなと私たちは思うわけです。

もう一つ、他の案件を挙げると、ミャンマーのダウエー経済特区に関連しての Special Purpose Vehicle に、JBIC さんがミャンマーとタイの政府機関と一緒に出資されていたことがあると思うんですけれども、これについても経済特区ですとか、新開港ですとか、経済回廊、道路ですとか、そういった大型の案件、いわゆるカテゴリ A 案件が想定されるような事業の開発に携わる SPV への出資でしたので、こういったものも、これがカテゴリ分類で何にされたのか、実は私たち、質問したことがないので分かりませんが、これもいわゆる FI になるんだろうなというふうに私たちは思うわけです。

JBIC さんの環境社会配慮確認ということで、IFC の PS に適合するようにやるとか、そういったところがあるかと思しますので、IFC のほうで PS ではないんですけれどもポリシーのほうで、こうした最終用途が特定されていない株式取得なんかについての規定があるのですから、そちらを適合するよというか、準じたというか、そういった規定をガイドラインの本文に設けていただければいいかなと思いました。もし本文に入れずにせよ、FAQ でその対応を書かれるのであれば、IFC の該当するポリシーについて言及していただくのが分かりやすいというか、一番、あるべき適切な対応なんじゃないかなというふうに考えております。ありがとうございます。

#### 【司会】

ご意見どうもありがとうございました。12 番の方お願いいたします。

【「環境・持続社会」研究センター 田辺】

JACSES の田辺です。この特定のプロジェクト、関係のない株式取得というのが、私はイメージが付かないんですが。私の理解では株式取得というのは、その法人の基本的な行動とかポートフォリオ全体において相応の責任を持つということだと理解してまますので、特定のプロジェクトに関係がない株式取得というのは存在しないという理解なんです、その辺りの説明をお願いします。

【司会】

ありがとうございました。ただ今ご意見及びご質問いただいた点について、JBIC から回答をお願いします。

【国際協力銀行 関根】

まず、波多江さん、ありがとうございます。IFC がポリシーに沿って何を実際にやっているのかなというのは興味深いところではありますが、それぞれの対応は違うでしょうから、私どもとしては適切な働き掛けを行うということなんだろうなというのを FAQ にまず示したいと。

それから、特定のプロジェクトとは、言葉という意味では、もしかしたら練る余地があるのかもしれませんが、このプロジェクトのためにそのまま資金を使うというようなケースは、出資であっても特定のプロジェクトに関係があるというようなことで、通常に融資と同様のプロジェクト単位での確認が行われます。これが前提なので、そういったことでございます。

あとは、一般の運営資金っていうんですか、会社運営資金だったり、設立資金だったりですね。そもそも、他社からの株式取得であったりすると、お金がプロジェクトに流れないわけでございまして、そういったものを特定しようがないという意味で、『特定のプロジェクトと関係がない』としましたが、『関係がない』という言葉が適切かどうかも含めてポイントかと思ってます。ただ、これ、いずれにしても、必要に応じまして確実になされるよう働き掛けを行うこととしてますというプラクティスは示していくということで、恐らく現在、今、例示に挙げたようなプロジェクトにおいても、そういった対応してるかと思いますが、そういった方向性なのかなと思ってます。ありがとうございます。

【司会】

他にご質問、ご意見いかがでしょうか。130 番の方、お願いします。

【熱帯雨林行動ネットワーク 川上】

130番、熱帯雨林行動ネットワーク、川上と申しますが。今、まだあんまり理解できてないんですけど、すいません。これ、出資のところを明確にして、もちろん、今、実質、出資やっておられるんですけど、今のガイドラインに出資も組み込むようなふうに、今の議論は読めるんですけども。

出資の場合、先ほどみたいにプロジェクトレベルの評価がメイン、私の認識では。大きなプロジェクトレベルの融資が主体だったと思うんですけども、そのガイドラインに出資も載っているようなふうに見えまして。今、お話しだったように、いろんな企業への出資になるわけで、プロジェクトにひも付いてる企業に出資されてることもあるし、そうじゃない、もしかすると場合もあるのかなと思ったりするんですけども。

こういった出資、いろんな所にJBICさんにされてるんですけど、JBICの出資するためのポリシーっていうか、もちろん基本的なポリシーはあると思うんですけど、プロジェクトにひも付いた出資だったら、その連携が見れるとは思いますが、そうじゃないような、いろんな今のお話だと出資をされるという場合には出資なりの考え方とか、こういう出資をやるんだとか、あるいは、こういう配慮をして出資するんだとか、プロジェクトの配慮だったら分かるんですけど、環境配慮っていったって、今だと投資者の責任として、いろんな気候変動の配慮とか生物多様性の配慮とか、プロジェクトレベルの配慮とは別に、もう少し企業評価するための指標というようなものも含んで、この企業だったら大丈夫だけど、この企業だったら駄目だとか、何らかのそういったレベルの評価軸が必要なんじゃないかなと。意味、分かりますかね。そういう判断基準がなしに出資をされるのはおかしな感じなんですけど、そういう指標はあるんでしょうか。お伺いしたいと思います。

#### 【司会】

ご質問ありがとうございます。ただ今のご質問に対し、JBICから回答をお願いします。

#### 【国際協力銀行 関根】

出資をするときの出資がいろんなケース、新たに会社を立ち上げるというケースもありますし、既存の会社の株式を取得するというケースもございます。いずれにしても出資の妥当性っていうか、するにあたっての判断は、ビジネス上の分析に加えて、その主体の能力、そういったものも含めて判断をするということでございまして、その能力という意味では事業実施もそうですし、こういった配慮というものも含まれていくということでございます。これは金融機関として当然、今日、参加されている産業界さまも当然、事業をやられる場合には、そういったデューデリジェンスはしていくというようなことだと思っています。

#### 【熱帯雨林行動ネットワーク 川上】

それはどこかに明示されてるんでしょうか。デューデリの基本な考えっていうか。ガイドラインの中にあるのでしょうか。ちょっと確認してないので、すいません、見てないですけ

ど。

**【司会】**

出資にあたっての判断基準、考え方についてのご質問だったかと思います。JBIC から回答をお願いします。

**【国際協力銀行 関根】**

企業に対する投融資の企業判断という意味で、私どもの企業判断の決定の過程で、例えば、審査部、その他の体制の中、決まっていくということでございます。

**【熱帯雨林行動ネットワーク 川上】**

ということは明示されていないというような感じでしょうかね。今、コーポレートファイナンスでも一定の基準を満たしましょうっていうか、民間でもそういう、ファイナンスじゃなくて出資のほうですね。今回、出資の話なんで出資のほうになりますけど、出資も出資なりの考え方が JBIC の場合は必要なんじゃないかなど。その設立の理念なり考え方に基づいて、こうですっていう何か、そういうものはないんでしょうか、出資に関するポリシー。

**【司会】**

今の点については JBIC はいかがですか。

**【国際協力銀行 関根】**

出資のポリシーということで、そこを明定して公開してるというようなことはございませんが、当然において JBIC として出資する上での金融判断、相手の判断においては、事業に加えて、繰り返しになりますけども運営能力、それは事業をうまくいかせるという意味での環境社会配慮に対する能力というものも、当然のこととしてデューデリジェンスをしてるというところでございます。ここと離れた世界ですね。

**【熱帯雨林行動ネットワーク 川上】**

私の一つ、大きく懸念を持っているのは、例えば、気候変動の 2030 年、2050 年目標をちゃんと順守、目標設定してるかとか、それに達成可能なかどうかとか、そういう判断基準の一つはあると思うんですね。これ、民間でも大きな判断基準になってると思うんですけど、そういうのはないっていう理解でよろしいでしょうか。

**【国際協力銀行 関根】**

出資する上で気候変動に対する対応。例えば、私……。聞こえますかね。

【熱帯雨林行動ネットワーク 川上】

聞こえてます、大丈夫です。

【司会】

大丈夫です。続けてください。

【国際協力銀行 関根】

私どもの出融資する上でのいろんな各種判断というところに来てはいますが、気候変動にかかわらず、その企業の方向性、ビジネスプランというものを判断して、妥当性を判断しているという大前提の下で、せっかく、それたと言ったら失礼なんですけども、気候変動というところで考えますと相当に意識しております、私ども、別途、ESG ポリシーというものを 10 月 28 日に発表させていただいております。この考え方というのは、既存の企業を、私どもの目標というものも書いてるんですけども、どちらかというと、私ども、影響を与えていくところですので、私どもが仮に関わったとすれば、そのエンゲージという形でどのようにその計画を見直すか、あるいは計画を達成させるかというようなことを関わって、これ、エンゲージメントと呼んでまして、そういったエンゲージメント活動をしていくというのが政策金融機関として重要じゃないかなという決意も ESG ポリシーの中に書き込んでいます。能動的に関わっていくと、そのポリシーをぜひご覧いただければと思っております。ありがとうございました。

【熱帯雨林行動ネットワーク 川上】

その辺が実は聞いたかったところでして、ESG ポリシーが出資のポリシーになってリンクはしてるっていう理解でよろしいでしょうかね。

【国際協力銀行 関根】

出資、融資問わず。

【熱帯雨林行動ネットワーク 川上】

出資、融資問わず。その中身は読ませてもらわないと批評できないです。すいません。了解です。

【司会】

次に、14 番の方、お願いします。

【FoE Japan 波多江】

ありがとうございます。FoE Japan の波多江です。議論を今、拝聴してまして、ますま

す出資についての規定というか、何も書いてないので明確にさせていただく必要があるなどというふうに思った次第です。

書きぶりなんですけれども、『特定のプロジェクトと関係がない株式取得』というところは、今回、私たちが論点のほうでも書かせていただいたものの、私たちがフィリピンの具体的な事例に引きずられたところがあったので、こういう書き方をしてしまったんですけれども、先ほど、私も事例で触れましたミャンマーのダウエーのSPVへの出資なんかは、まさに新しく設立したものであって、そういったところでのJBICさんの出資というものもあるので、株式取得だけに縛られない出資案件でのJBICさんの環境社会配慮のプロセスというか手続きというものも明示していただきたいなというふうに思いました。

これは、また質問なんですけれども、出資の場合にはJBICさんは環境社会配慮を確認するというよりは、出資者として環境社会配慮を確保する立場になると思うんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

あとは、今のJBICさんのガイドラインではJBICさんの意見のところに書かれているように、第1部の1で、『融資等の意思決定以降においても、一定期間、必要に応じ、環境社会配慮が確実に実施されるよう』に、『モニタリングや働きかけを』ということがありますが、この『一定期間』というのは、融資の場合は償還期間終わったらというようなことかと思うんですけれども、出資の場合は、JBICさんが撤退というかダイベストをしない限りは、ずっとモニタリングというか、環境社会配慮はし続けるという理解でよいのかということもお伺いしたいと思います。

もう1点、『借入人等』という表現がガイドラインにはございますけれども、この『借入人等』については、相手国、借入人、プロジェクト実施主体者というものが含まれるというふうに定義されていると理解しておりますけれども、この出資の場合に、このガイドラインでは、『借入人等に対する働きかけ』をJBICさんが行うこととしているとありますけれども、自分が出資者の場合には、『借入人等』というよりはビジネスパートナーに『働きかけ』を行うということになるのかなと思うんですけれども、この辺りの書きぶりというか、そぐわないところが出資の場合は出てくるんじゃないかなと思うんですが、この辺り、お伺いできればと思います。よろしく申し上げます。

#### 【司会】

どうもありがとうございました。ただ今3点ご質問、あるいはクラリいただいたかと思えます。JBICから回答をお願いします。

#### 【国際協力銀行 関根】

特に波多江さん、ありがとうございます。正直申し上げまして、文書でいただいたご質問というかご指摘、追加論点の文章に引っ張られております。あらためてお話を伺って、出資ということに対する明確な問題意識と理解しました。出資ということの問題意識というこ

とでいきますと、出資期間中ということに、当然、融資の読み替えではなるかと思えます。

それから、言葉として変ですよというものは、正直申し上げて最初の論点出しにおいて引張られていますので、多分、パートナーというか、出資というのは株主になりますので出資先なんだと思えます。これ、言葉の話でございますが、いずれにせよ、問題意識がはっきりしましたので、出資という場合における行動様式というものがはっきりしてませんねということであれば、そのように、このFAQ、現在のところを明確化していくということなのかなと思いました。

それから念のため申し上げておきますが、出資におきましても、さまざまな類型ございます。これを個別に区分けするときがないわけですが、例えば voting right 等がない、ほぼ融資の延長だというようなもの、つまり優先株のような投票権がないものですか、極めてマイノリティーで運営を日本企業さまと出資のためのビークルをつくって、そこ経由で出資するとか、いろんなケースがあります。ですので、これを書き分けるというよりも、いずれにせよ、私たちが影響できる範囲内で、しっかりと影響させていく、あるいは確保を促していくということなんだろうなというふうに思いましたので、今回、いただいた出資という明確な問題意識に沿った、今のFAQ案の書き直しというのを試みたいと思っております。

#### 【司会】

ありがとうございました。他にご質問、ご意見いかがでしょうか。130番の方、お願いいたします。

#### 【熱帯雨林行動ネットワーク 川上】

130番の川上と申します、熱帯雨林行動ネットワークですけども。プロジェクトにくっついたような出資の場合、先ほどのお話のようなレベルの投資の場合と、ESGのようなレベルでの設立のときにつくるような、その設立も、もしかしたら、ある程度、これとプロジェクトとくっついてるかもしれないんですけど、いろんなケースがあり得て、それぞれの配慮の仕方とか配慮の考え方とか、今のガイドラインに統合するのはけっこう無理が、大丈夫かなという不安が、私は聞いてて思ったんですけども。

それはそれとして、一つの解決策じゃないんだけど、論点として、評価のチェックのやり方が、今までだとプロジェクトを評価してそれを確認しましょうっていう建付けがメインなのかなっていうイメージなんですけども、出資になると企業が対象になってきます。つまりプロジェクトじゃなくて企業レベルなので、その企業はいろんなことをやっているわけですよ。なので、企業全体としての評価が必要になってくると思うんです。それ、先ほどお話にあったように企業としてのデューデリジェンスが必要で、その中には、さっきあったESGポリシーの観点からのその企業の方向性とか取り組みの状況とか、いろんなそういう観点での評価が本来は必要で、そういうものも一定のESGポリシーで書かれてますが、もう少

し細かい、最低限、こういうことやるべきだとか、そういう出資にあたっての条件付け的なものも、あるいは、これだけのJBICさんが今まで作ってきたプロジェクトレベルでの配慮事項の蓄積を反映して、こういった問題のあるようなプロジェクトには関わってないこととか、分かりませんが、何らかのものがあるべき。私が言いたいのは、企業レベルでの評価方法っていうの、もう少し確立して、それを導入するようなものを作るべきじゃないかというのが、出資にあたって、出資なりの評価方法を出して、その妥当性も検証できるような形にすべきじゃないか。今のままだと、少しそこが弱いのと、それはそれとして、これまでのこういうガイドラインはプロジェクトに引っ張られているので、企業としての評価があんまり明示されてないので、実はプロジェクトにおいても、その企業が他でどんなことやってるか、あんまり評価してないと思うんです。それは実はあんまり良くなってっていうか、指導原則的にも問題があるので。というのは、同じ企業がこちらではそれなりのちゃんと対応してるけど、別の所では非常に問題のあるケースがあると、その場合、そこにお金を出すってことは一定の責任を持つわけです。間接的な、直接的な収支ではないところへの影響があるので。そういう観点でも、これまでのガイドラインのプロジェクトレベルのベースのところ企業評価を組み込むと同時に、出資側では出資なりの企業評価としての判断基準なり何なり、デューデリの最低限、JBICとしては、これはクリアしないと駄目ですよっていうような、今は公表されてないっていうことだと思いますが、何らかの一定の基準を明示されることが必要なんじゃないかなと。

そうじゃないと、デューデリは内部でされているということではありますが、このプロジェクトレベルでもいろんな、内部では判断してますけど、外から見るとこうだっていういろんな議論があるので、出資においてもそういう議論があり得るのかなと思うので、出資は出資なりのチェック項目っていうのを立てるべきなんじゃないかなと。ESGポリシーっていうのはその出発点になるので、それをもう少し出資するかどうかにあつての判断の基準みたいなものを示す、出資した後の取り組みっていうのも、もちろんエンゲージメントであるにはあると思うんですけども、そういったものが必要なんじゃないかな。すいません、ざっくりした感想で。

#### 【司会】

ご意見ありがとうございました。他に挙手いただいておりますので、17番の方、お願いいたします。

#### 【メコン・ウォッチ 木口】

メコン・ウォッチの木口です。先ほど、関根さんのご説明を聞いてて少し疑問が湧いたんですが、出資の場合は、これまでの環境社会配慮の確認ではなくて確保が必要になるということで、質が全く違うことをJBICがやらなければいけないというふうに理解したのですが、その理解で正しいのかということを確認したいのと、そうであるとしたならば、FAQで本文以

外の所で何か書くというよりは、本文にきちんと出資に関する規定みたいなものを、別途、書き込まなければいけないのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

それから、FAQ と本文の関係ですね。一般的な理解で、本文が正しく理解されるように FAQ を付けて、実際に企業さんやプロジェクト実施者の理解を促す、深めるという、誤解がないように環境社会配慮が行われるようにするというものだというふうに理解してるんですが、どうも FAQ のほうに書き込みますというのは、前の項もそうでしたけども、そういうご説明であって、少し FAQ への振り分けの部分が大き過ぎるのではないかというふうに感じました。最後のほうはコメントになりますが、質問のところをご確認お願いいたします。

#### 【司会】

ご質問とご意見及びご指摘、ありがとうございます。ただ今の点ですけれども、JBIC のほうから回答あれば、お願いします。

#### 【国際協力銀行 関根】

今、いろいろ広範な議論の広がりがありまして、そういったことも含めて議論するのは非常にいいことだと思っておりますので、ありがとうございます。

まず、このガイドラインでございますけれども、基本的に私たちの資金、また、今日ご指摘のあった IFC のところも、どういうふうに関係しているのかという点については把握、確認をする必要がありますが、基本的な考え方として、その資金を使って起きたことが原因で影響が広がるか、環境社会配慮に影響があるかというようなことで、国際的な対応というのは発展してきたのかなというふうに思っております。ガイドラインもそういった建付けになっているのかなということで、基本的には、その対象プロジェクトというものをどのように被害が起きないようにしていくかという一つ一つの確認ですね。これができることであり、やるべきことということでございまして、この考え方は国際的にも共通しているのかなというふうに思っております。従って、出資につきまして、分かりやすく出融資ということを書くということでございますが、そちらも同様の考え方で、プロジェクトにおいて被害を出さないということでございます。それが大前提でございます。

確保というのは、確保というご質問をいただいたのでどういう表現がいいかということでも申し上げたわけでございますが、申し上げたとおり、さまざまな形態、融資に近い形態、それぞれございますので、それらを包含して、まずプロジェクト単位で被害を出さない。これが大前提。その他に、プロジェクトが特定できないというような場合にはチェックする対象がないわけでございますが、その後、何らかの問題が生じるという場合に、確保といいますが、あるいは働き掛け、エンゲージですね。どのような言葉がいいのかは考えますが、そういったことで問題が解決されるように可能な範囲で促していくというようなことなんだろうというふうには思っています。

## 【司会】

ありがとうございました。他のご意見、ご質問等ございますでしょうか。なければ、よろしいでしょうか。次の議題ということでいきたいと思います。次はガイドラインの改訂案ということでございますが、こちらにつきましては、JBIC、NEXI より最初に説明をお願いできればと思います。JBIC、NEXI からの説明の後、ご質問、ご意見ある場合には挙手機能を使っていただきまして、またコメントいただくということで進めていきたいと思います。それでは、JBIC、NEXI より説明をお願いいたします。

## 【国際協力銀行 関根】

今、画面に映し出させていただいているのは改訂案ということで、どういう視点で改訂をしたかと、お目通しいただいているとは思いますが、あらためてご説明します。これまでの議論の方向性を踏まえたものでございます。

まず JBIC ガイドラインでございますけれども、今日の議論にも出ましたが、出融資という文言が分かりやすいように、出資も入るということも分かりやすいような定義に変更で、これはテクニカルな話でございます。それから、前書きのところ続きまして、環境社会配慮について人権配慮も含まれるというものを明記するというのを論点の 5 で議論いたしましたので、これを反映させていただきます。

続きまして、テクニカルなところは省略させていただきます、(4) ですかね、その次のページ、こちら実にはテクニカルでございます。『環境社会配慮の適切性を確認するための基準』ということで、セーフガードポリシーが改訂されていますので、これはそれに合わせた字句修正でございます。さらに、この使い方について、コモンアプローチを踏まえた対応を行いますということで、コモンアプローチで世銀のスタンダードの使い方、IFC の使い方というものコンセンサスが変わる場合には、オートマチックに変わるような仕組みを設けることで、世の中の見方にタイムリーについていくという工夫をしております。

次はカテゴリのレビュー。これも人権の議論でございます。負の影響ということについて、『プロジェクトによる重大な人権侵害が発生する可能性が高い場合も含まれ』、その場合、『配慮確認を行う』というのを、あらためて明記し、ちゃんと意識付けをするということ。

それから、その次の下のほうにございますけれども、これはテクニカルでございます、『非自発的住民移転』それから『生計手段の喪失』、それぞれに対応して『住民移転計画』、『生計回復計画』があるということがそれぞれに対応するものだという言葉の修正、定義の明らかにするための修正でございます。

続きまして、下にいきまして、社会的合意でございます。これ、合意プロセスの在り方というのを先般議論いたしました。この合意というものは、その協議を経てなんです、その協議の在り方については、『外部からの操作、干渉、強制、脅迫のない双方向のプロセスであることが必要』ということを明記いたします。さらに苦情の在り方ということで、この苦情受け付けの重要性に鑑みて、『ステークホルダーからの苦情を早期に受け付け、その解決

を促進するため、プロジェクト実施主体者による苦情受付窓口の設置が奨励される』と。これ、現在、義務になってるものに加えた追加的な奨励ということで、全ての案件において奨励される。今、義務になってるものは、当然、そのまま残ると。これも議論を踏まえたものでございます。

下のほうにまいりまして、補償の在り方ということで『補償の基準は、透明性及び一貫性をもって適用』されなければいけないということをはっきりとさせます。その下のほうは、先ほどの『生計回復』手段と『住民移転計画』の対応はそれぞれだということを明記しています。それから下のほうにまいりますが、モニタリングにつきまして住民からの苦情等への対応ということで、苦情受付窓口に対する追記に伴う修正。これも明らかにしていくということと、大気汚染、O<sub>2</sub>というものは考えられないのでこれは削除します。これ、テクニカルなものということでございます。

続きまして、FAQでございますけれども、環境についてどのように考えてるかということで、ここは前書きにおいて、しっかりと社会環境も含むということを書いています。その下でございますけれども、これも同じですね、人権に関連する字句修正というものははっきりとさせたいと思っています。それから、公開の在り方ということで、プロジェクト実施者による公開というものを了解を得ているものについては公開するというをはっきりさせます。

FAQということでございまして、この公開の在り方について一層の努力を、一層の情報公開の実現に努めるというふうにしているということも踏まえて、プロジェクトの了解を経て公開をするという方向感を出すFAQを加えております。続きまして、今日の議論でございまして、手続きにおいて環境社会影響評価報告書というものが無い場合のレビューの在り方というもので記載いたしまして、その公開の在り方についても、ここに記載いたします。

最後ですが、本日伺って、もともといただいた論点の言いぶりじゃない出資にフォーカスされた問題意識だと思しますので見直しが必要かもしれませんが、プロジェクトが特定されない場合の対応というもの、きょうの議論を踏まえて、出資の対応というものをこちらに記載するということが適当なんじゃないかなというふうに考えております。以上です。

#### 【日本貿易保険 佐藤】

NEXIの佐藤でございます。JBICさんのご説明に引き続きまして、NEXIのガイドラインの変更箇所についてご説明いたします。基本的にはJBICさんと同じような改訂をしております。JBICさんと違う部分についてのみご説明したいと思っております。

今、画面共有していただいている部分の、さらにもうちょっと下の部分で3ポツのスクリーニング部分なんですけれども、実施状況の報告をさせていただいたときに廃止になったシステムの記載があるということをご報告させていただいておりますけれども、この部分、削除させていただいております。

ページが飛びまして、6ページ目の6ポツ、こちらの部分なんですけれども、項番8でス

テークホルダーの方々との情報交換ということで議論になりましたけれども、この部分については、実態としてはステークホルダーの方々との情報交換、NEXI としてもやっていたという状況ではあるんですが、それに関する JBIC さんと同様の記載というのが特になかったということをごさいます、同様の記載を追記したというところをごさいます。以上が JBIC さんと異なる部分のご説明で、基本、あとは JBIC さんと同じ変更を致しております。

FAQにつきましても、JBIC さんと同じ変更になっております。ただし、出資の部分に関しては、NEXI のほう、該当がございませんので、その部分は記載がございませんが、基本は同様の改訂ということになっております。以上をごさいます。

#### 【司会】

ご説明ありがとうございました。それでは本件につきまして、皆さまのご質問、ご意見ございましたら、Zoom の挙手ボタンでお願いできればと思います。14 番の方、お願いします。

#### 【FoE Japan 波多江】

FoE Japan の波多江です。ご説明ありがとうございました。一つ一つの部分についてコメントですとかあるんですけども、プロセス、この後、どうなるのかが見えていなくてですね、というのは、ここで質問を出し、意見を JBIC さん、NEXI さんが承りましたで終わりなのか、あと、実は 20 分ぐらいしか残っていないんですけども、この後、今日、質問を受けて、その後、どうなるのかっていうのが見えないんですが、そこをまず、ご説明いただければと思います。

それから、先ほどメコン・ウォッチの木口さんからご質問があったかと思うんですけども、FAQ とガイドライン本文の役割というか、範囲というか、そういったところについてもお考えを伺いたいなと思っております。よろしく申し上げます。

#### 【司会】

ありがとうございます。2 点あったかと思えます。改訂案についての進め方、今後のプロセスも含めてのところ、あと、FAQ と本文の関係というところかと思えます。JBIC のほうから回答をお願いします。

#### 【国際協力銀行 関根】

関根でございます。波多江さん、ありがとうございます。まず、プロセスですけども、想定としましては、ご意見をいただいたものを一度、個別項目ごとに議論して、それを咀嚼してるつもりですが、さらにご意見をいただけるということであれば、いただいて、それを踏まえた最終改訂案というものをパブリックコンサルテーションという形で出ささせていただいて、そしてパブリック・コンサルテーション・プロセスでいただいたコメントをまた確認いたしまして、最終的なガイドラインとして発効をさせていくというプロセスでござい

ます。

先ほど、時間の議論ございましたが、今日の異議申立のところですね、ここら辺の消化の度合いを見ながら、こういった議論を、もう一度設けるかどうかということを最終的に判断をしたいと思っておりますが、プロセスとしては、次のプロセスは、今日、ご意見をいただけるのであれば、いただいたものを踏まえた最終改訂案をパブリックコンサルテーションに付すということでございます。

それから、FAQ とはどのようなものですかというのは、ガイドラインにもございますが、ガイドラインに関して、これまでもそうですけども、疑問、質問というものを持たれる点をまとめまして、その実施の在り方について、質問、疑問を解消していくという目的で作成しております。本文の中で分かりづらいという場合には、こちらを合わせて理解をいただくというようなものだと思っております。

#### 【司会】

ありがとうございました。ご質問、ご意見、いかがでしょうか。130 番の方、お願いします。

#### 【熱帯雨林行動ネットワーク 川上】

130 番、熱帯雨林行動ネットワーク、川上と申します。最終局面という感じの状況で申し訳ないんですけども、コメントできてなかったのが、新たにというか、話になっちゃって申し訳ないんですが、改訂案の 6 番ですかね、『生態系及び生物相』というところなんですけど、前から問題にしてはいたんですけども、プロジェクトの『重要な自然生息地（重要な森林を含む）』という書きぶりになってまして、あと、『その著しい転換』はしないと、『著しい劣化を伴うものであってはならない』って書いてあるんですけども、この『著しい』とか『転換』っていうように書いてあって、何が『著しい転換』かとか、判断基準難しいし、問題意識としては、今、SDGs の中の 15 の 2 っていうところで、2020 年を過ぎちゃってますけども、2020 年までに森林減少を阻止しましょうっていうのが掲げられてまして、SDGs の中ですね、目標は逸してしまってますが、というときに、こういう改訂をやるというのであれば、少なくとも森林減少はさせないっていうのが大前提なので。となりますと、『重要な森林を含む』じゃなくて、ここは、森林を含む、つまり『重要な』を取ってしまう、さらに『著しい転換』ではなくて、その『著しい』を取って、『重要な自然生息地、（森林を含む）の転換または』っていう形にすべきではないかと。

関連で、その次の『自然生息地（天然林を含む）』の転換、その『著しい』も取っていたら、転換にしてしまうと。上も森林と天然とややこしければ、上を天然にするっていう手もあるとは思いますが、『自然生息地』って書いてますから、植林は含まなくて天然林の、この上の森林は天然林のことなので、これがばらついているので天然林にしてしまってもいいかもしれないんですが、すいませんが、細かいですが重要な点だと思うので、そこは検

討していただけないでしょうかというのがあります。

それと、最後の同じ項目の下の、ずっと前から『森林認証の取得が奨励される』って、一番下の同じ項目 6 の中の『違法伐採は回避されなければならない』というようなところの次なんですけども、一助として認証が奨励されるってなって、これ、あくまで奨励のままっていうのは、作られた当初は森林認証は少ない状況だったのかもしれませんが、今はそんなことはないので、取得すべきとか何とか、森林認証によってはいろいろ問題はあるんですが、すべきとかに、奨励よりも強化すべきじゃないかなと思います、いかがでしょうか。

#### 【司会】

ご意見、ご指摘、ありがとうございます。他に挙手されている方がおられますので、先にお受けしたいと思います、12 番の方、お願いします。

#### 【「環境・持続社会」研究センター 田辺】

JACES の田辺です。3 点ございます。1 点目は本日の論点については、まだこれから変えてく必要があるという理解でおりますので、それを含めて、次回、もう一度、全体改訂案を通じた議論が必要かなというのが 1 点目。

2 点目については、変更いただいた点の中で特に気になった点としては、苦情申立のメカニズムの点なんですけど、もともと住民移転、先住民族の影響がある場合は、基本的にはその設置が求められている中で、プラスアルファでここに記載をいただいているんですが、もともとある住民移転と先住民族に加えて、どういうケースで苦情処理メカニズムが推奨されてるのかっていうのが分からなかったのか、かつ、住民移転と先住民族とのこの規定の振り分けていうのも分からないので、もう少し整理する必要があるのかなと思います。

3 点目は、前回の論点の最後の点で、環境社会影響評価についての定義については、今日も少し議論があったんですが、基本的な定義をきちんと決めない中で進めていく限界というのは、今日も出ていたのかなと思いますので、この点、引き続き、再度、定義を検討していただければと思います。以上です。

#### 【司会】

今まで、幾つかご意見、ご指摘を頂きました。これらに対しまして JBIC のほうからレスポンス等ございましたら、お願いします。

#### 【国際協力銀行 関根】

まず最初の、追加論点ですがとおっしゃったことですがけれども、この場での解決というのは、産業界さんも準備がないと思いますのでフェアじゃないと思いますので、私、この場では結論出しませんが、基本的に、『著しい』あるいは『重要な』というところってなんですかという点はよく受けるご質問でございますので、まさにそういったご質問に対す

る考え方ということで、ガイドラインのFAQの3の13っていうところに、その質問に対応するような記載をさせていただいております。

いろいろ問題意識はそれぞれございますが、基本的には国際的な目線に合わせて対応していくということが妥当だと思ってます。従いまして、ここでも書いてございますけれども、世銀のセーフガードポリシーで、『重要な自然生息地』、そして『著しい転換』ということについて、あるいは『著しい劣化』について記載がございます。IFCパフォーマンススタンダードにおきましても、『重要な自然生息地』といったもの、『著しい転換』または『劣化』といったものはございます。こういったものを具体的な目線というもので参照しながら対応するというので、国際目線に合わせた対応っていうことになっているような仕組みだということ、あらためてご説明をさせていただきました。

もう一つ、田辺さんからいただいた話は、苦情のところは口頭ではご説明しましたが、分かりにくいということでございますので、推奨という意味では割と強くて、あらゆるものでということでございます。環境影響、ESIA の、先ほどの今日の議論と同じですね、のところについては、まだ議論が必要なんじゃないかということと、本日の論点含めた議論の機会を再度というようなお話ございました。確かに、今、もう12時半になろうとしております、もともと予定しておりました異議申立のところの時間も十分に取れないのかなというふうに感じております。従いまして、結論でございますが、本日、田辺さんからいただいたプロポーザルもございます。もう一度、特に議論となっている点の理解をお互いに深めるような時間を年明けに取ればと思っております。何か拙速にということで切るつもりはございませんので、その点は、しっかりと議論を進めていく時間を取ればと思っております。以上です。

#### 【司会】

ありがとうございます。他にご質問、ご意見ございますでしょうか。17 番の方、お願いいたします。

#### 【メコン・ウォッチ 木口】

メコン・ウォッチの木口です。ご説明ありがとうございます。加えてなんですが、パブリックコメントですね。日本の多くの機関でパブリックコメント受けて、そのままというように見えるプロセスが非常に多いんですが、例えば、JICA さんなどは、パブリックコメント受けた後に、それに対する JICA としての考え方というものの説明する機会とかを設けていらっしゃいましたので、ぜひ JBIC さん、NEXI さんもそういった形でパブリックコメント受けた後のご説明という機会を設けていただければと思います。コメントです。以上です。

#### 【司会】

ご意見どうもありがとうございました。130 番の方、挙手いただいておりますのでお願い

いたします。

**【熱帯雨林行動ネットワーク 川上】**

130 番、川上、熱帯雨林行動ネットワークです。コメントいただきましてありがとうございます。世銀のはだいぶ古いんですね。その議論自体が昔のやつで変わってないので、そういう問題意識で私はお話ししております、世銀自体も変えるべきだというのが、私の意見。もし、そのまま、世銀のほうチェックしてないんであれなんですけども、今、改訂の時期なのでそういうことを言うておまして、『著しい』かどうかを問わず、『転換』も問題じゃないんですかっていう。もう一度、指摘された FAQ の中身を読ませていただいて、あらためてコメントさせていただきます。確認の上で。

**【司会】**

ご意見ありがとうございました。他にご質問、ご意見ございますでしょうか。他にご質問、ご意見ないようございますが、時間のほうが最大 2 時間というところに近づいてまいりました。実は本日、もう 1 つ議題を予定しておりましたが、先ほど関根からも説明ございましたが、また次回意見交換させていただく機会もあるということでございますので、持ち越しとさせていただきますと思います。

最後に、今後の予定等、JBIC、NEXI から何か補足説明すべきことがあれば、お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

**【国際協力銀行 関根】**

関根でございます。本日、ありがとうございます。さまざまなご意見いただいて、お互いに深まったと思っております。申し上げましたとおり、1 月以降になりますけれども、追加的に議論する場を設けさせていただければと思っております。また、通例どおり、2 週間前にご案内をした上でということで考えております。その前の資料のアップの仕方については、こちらで検討をさせていただきます。本日、年末、お忙しいところでございますが、2 時間に及びましたけれども、議論、参加いただきまして、本当にありがとうございました。来年も新たな年になりますけれども、よろしく願いいたします。

**【司会】**

ありがとうございます。時間も押してしまい大変申し訳ございませんでしたが、以上をもちまして本会合は閉会させていただきたいと思っております。本日は大変お忙しい中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございました。

(了)